

## 所沢市 EV 車両利用調査 車両利用貸渡約款

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条(約款の適用及び目的)

1. パシフィックコンサルタンツ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この約款(以下「本約款」といいます。)の定めるところにより、電気自動車(以下「貸与車両」といいます。)をモニターに貸し渡すものとし、モニターはこれを借り受けるものとします(以下「本契約」といいます。)
2. 本約款に定めのない事項については、法令又は別に当社と個別のモニターの間において協議の上決定される特約によるものとします。
3. 本約款は、当社が所沢市から受注している「電気自動車普及推進事業」の一環として、所沢市内の電気自動車の利用調査(以下「本調査」といいます。)を行うことを目的としています。

### 第 2 章 貸渡し

#### 第 2 条(本契約締結の手続)

1. 本契約に対する申込みは、本契約に応募する者(以下「応募者」といいます。)が、ウェブサイトから申し込み、または、希望するモニター区分の「所沢市 EV 車両利用調査市民モニター申込書」(以下「申込書」といいます。)を、申込期間内に必要事項を記入の上、当社担当者宛にメール若しくは FAX にて送ることにより、完了するものとします。
2. 前項の申込期間は、調査募集情報の公開日から平成29年10月31日までを原則とします。
3. 当社は、前項の申込書を提出した応募者のうち、モニター車両を貸し渡すモニター(以下「モニター」といいます。)を選定します。
4. 当社は、応募者に対し、応募者及び運転予定者の運転免許証のほかに本人確認ができる書類及びその他選定に必要な書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、応募者に対し、運転予定者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めることがあります。

### 第 3 条(選定基準等)

1. 当社は、応募者又は運転予定者が次の各号のいずれかに該当する可能性があると判断したときは、当該応募者を選定しないものとします。
  - (1) 貸与車両の運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して当該運転免許証の提示若しくはその写し並びに当社が提出を求めた必要書類の提出をしないとき。
  - (2) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - (3) 暴力団、暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
  - (4) 市税の滞納があると認められるとき。
2. 前項のほか、当社は、本調査の目的を達成するため、モニター申込条件該当性等諸般の事情を考慮したうえで、当社の裁量によってモニターを選定することができるものとします。

### 第 4 条(本契約の成立等)

1. 本契約は、当社とモニターとの間で使用貸借誓約書(以下「誓約書」といいます。)を作成した後、当社がモニターに対し、貸与車両を引き渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡しは、当社指定の貸与開始日時に貸与場所で行うものとします。
3. モニターは、誓約書に記載された運転者(以下「運転者」といいます。)に対し、本約款及び誓約書等の内容を遵守させることを条件として、貸与車両を使用させることができます。
4. 貸与期間は、平成29年7月から平成30年1月末までの間のうち、誓約書に記載された期間とします。

### 第 5 条(モニター条件の変更)

1. モニターは、前条第1項の契約の締結後、本契約において定めたモニター条件(以下「モニター条件」といいます。)を変更するときは、あらかじめ当社の書面による承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項によるモニター条件の変更によって本調査に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

### 第 6 条(点検整備及び確認)

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施した貸与車両を貸し渡すものとします。

2. モニター又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに当社所定の点検表に基づく車体外観及び備品の検査によって貸与車両に整備不良がないこと、その他貸与車両が契約書記載の条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は、前項の確認によって貸与車両に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
4. チャイルドシートは、モニター又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

#### **第 7 条(貸渡証の交付、携帯等)**

1. 当社は、貸与車両を引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証をモニター又は運転者に交付するものとします。
2. モニター又は運転者は、貸与車両の引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「貸与期間」といいます。)、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. モニター又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
4. モニター又は運転者は、貸与車両を返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

### **第 3 章 使用**

#### **第 8 条(管理責任)**

モニター又は運転者は、貸与車両の使用時、善良な管理者の注意義務をもって貸与車両を使用し、保管するものとします。

#### **第 9 条(日常点検整備)**

モニター又は運転者は、貸与期間中毎日、貸与車両を使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

#### **第 10 条(禁止行為)**

モニター又は運転者は、貸与期間中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく貸与車両を自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

- (2) 貸与車両を契約書所定の用途以外に使用し又は第7条の貸渡証に記載された運転者及び当社が承諾した者以外の者に運転させること。
- (3) 貸与車両を転貸し、又は他に担保の用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) 貸与車両の自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又は貸与車両を改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、貸与車両を各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反して貸与車両を使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなく貸与車両について損害保険に加入すること。
- (8) 貸与車両内での喫煙。
- (9) ペットを同乗させること。ただし、ケージ等に入れる場合は可とする。
- (10) 貸与車両を日本国外に持ち出すこと。
- (10) 貸与車両の不適切な取扱いにより、貸与車両又は充電器を破損し汚損すること。
- (12) その他モニター条件(第5条第1項に基づき当社の承諾を得てモニター条件を変更したときは、当該変更後のモニター条件とします。)に違反する行為をすること。

#### 第 11 条(違法駐車の場合の措置等)

1. モニター又は運転者は、貸与期間中に貸与車両に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察から貸与車両の放置駐車違反の連絡を受けたときは、モニターに連絡し、速やかに貸与車両を移動させ、貸与車両の貸与期間満了時又は当社の指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、モニター又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、貸与車両が警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら貸与車両を警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認し、モニター又は運転者が違反を処理していない場合、モニターは、当社が代理で支払った駐車違反金と同額を直ちに当社に支払うものとし、また、当社が必要と認めたときは、モニター又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、違反の処理が完了するまで前項の指示を行うものとし、モニター又は運転者はこれに従うものとします。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等によりモニター又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な措置をとることができるものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又はモニター若しくは運転者の探索及び貸与車両の移動、保管、引き取り等に要した費用等(以下「探索費用等」といいます。)を負担した場合には、モニターは、当社に対して放置違反金相当額及び当社が負担した探索費用等について賠償する責任を負うものとし、当社の指定する期日までにこれらの金額を当社に支払うものとします。ただし、モニターが第3項に定める駐車違反違約金を当社に支払済みの場合は、探索費用等についてのみ賠償責任を負うものとします。
6. モニター第3項に定める放置駐車違約金若しくは前項に定める放置違反金相当額を当社に支払った場合において、モニター又は運転者が反則金を納付し又は公訴提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社はモニターから支払を受けた駐車違反違約金若しくは還付を受けた放置違反金相当額から未払いの探索費用等がある場合はこれを控除した金額をモニターに返還します。なお、返還に係る費用は、モニターの負担とします。

## 第 4 章 充電

### 第 12 条(充電カードの貸渡)

1. 当社は、貸与車両の貸渡期間中、合同会社日本充電サービス(以下「NCS」といいます。)指定の充電サービス提供場所及び NCS の提携先指定の充電サービス提供場所(以下「充電スポット」といいます。)にて、急速充電器および普通充電器を無償で使用し貸与車両を充電できるサービス(以下「本サービス」といいます。)を受けることが可能なカード(以下「充電カード」といいます。)を、モニターに対し、貸与車両 1 台につき 1 枚貸し渡すものとします。
2. モニターは、貸与期間の終了又は本約款により貸与車両を返還する必要がある場合、貸与車両とともに充電カードを返還するものとします。

### 第 13 条(充電カードの利用条件)

1. モニター又は運転者は、充電スポットに設置された充電コントローラーに、充電カードに記録された電磁的情報を読み取らせて認証を受けたときに、本サービスの利用ができるものとします。
2. モニター又は運転者は、充電カードを利用するにあたって、本規約並びに当社が配布する

「モニター用マニュアル」等の内容を理解した上で、上記「モニター用マニュアル」に従って本サービスの利用を開始するものとします。

3. モニター又は運転者が、充電スポットで本サービスを利用するにあたって、充電スポットにおいて標識、書面又は係員等からの指示がある場合には、その指示に従うものとします。また、モニター又は運転者は、充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、本サービスを利用できない場合があることを了承するものとします。
4. 標識、書面又は係員等からの指示により充電サービス以外に、駐車料金等請求がある場合には、モニター又は運転者は当該請求に従うものとします。
5. 本サービス利用中、モニター又は運転者は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとします。
6. モニター又は運転者は貸与車両への充電完了後、速やかに充電スポットから貸与車両を移動するものとします。
7. モニター又は運転者は、本サービスの利用に際して、貸与車両のタイマー充電機能(充電開始時間セット等)、タイマー空調機能(エアコン開始時間セット等)、及びリモート空調機能(遠隔操作でのエアコンセット等)をあらかじめ解除する又は使用しないものとします。なお、これらの機能を解除しないで、又は使用して本サービスを利用した場合、充電ができない、又は正しい利用時間が計測されないことがあります。
8. モニター又は運転者は、前項と類似の機能が貸与車両に設定されている場合には、前項と同様に、本サービスの利用に際して、充電ができない、又は正しい利用時間が計測されない可能性があることを了承するものとします。このような機能の有無については、モニター又は運転者が貸与車両の取扱説明書等にて確認するものとします。

#### **第 14 条(充電カードの管理責任)**

1. モニター及び運転者は、当社から貸与を受けた充電カードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。
2. モニター又は運転者は、充電カードを本人のみが使用するものとし、その他の者に使用させてはならないものとします。

#### **第 15 条(充電カードの紛失・盗難等)**

1. 充電カードを紛失、盗難、滅失又は破損した場合、モニター又は運転者は、直ちにその旨を、埼玉日産自動車株式会社へ届け出るものとします。
2. 届出以降に、充電カードを見つけたときは、直ちに当社の指定する場所に充電カードを返還するものとし、一切利用はできないものとします。
3. 充電カードの紛失等がモニター又は運転者の責に帰すべき事由によらず発生した場合であっても、当社は充電カードの再発行を行いません。

## 第 16 条(充電設備の設置等)

1. 当社は、「①市民モニター」及び「②事業用車両モニター」で、本モニター協力のために充電設備を設置する場合、希望するモニターに対し、貸与車両 1 台につき充電設備 1 基までに対し、10万円(税込)を上限として、充電設備及び設置工事費用について補助を行います。
2. 前項の場合における電気工事者との契約等、充電器設備のために必要な手続きについては、モニター各自で行うものとします。なお、電気工事業者は市が指定します。
3. 設置場所の状況により、充電設備の設置が困難な場合、又は電気設備の増設及び契約電力容量の変更費用をモニターが負担しなければならない場合があります。
4. 自宅が集合住宅等で、充電設備設置工事のための関係者調整が必要な場合はモニター各自で対応するものとします。
5. 本条に基づき設置した充電設備による充電費用は、モニターの負担とします。
6. 貸与期間終了後、モニター又は運転者は、充電設備撤去等の原状回復を求めることはできません。

## 第 5 章 車両保管及び維持費用

### 第 17 条(駐車場料金)

1. モニターは、貸与期間中、モニターが所有する自宅又は事務所等の敷地において、貸与車両を保管するものとします。
2. 当社は、「①市民モニター」について、貸与期間中に既に自己の保有する自動車を保管するために有料駐車場を借りる必要がある場合、上限 2 万円(1か月につき1万円)を限度として、駐車場料金の補助を行います。なお、この場合の駐車場の賃貸借契約等については、モニターの責任により行うものとします。
3. 当社は、私有車を保有しておらず、自宅に車両駐車スペースのない市民モニターに対しても、前項と同様の対応をとるものとします。

### 第 18 条(返還責任)

1. モニターは、貸与車両及び備品(充電カードを含みます。)を貸与期間(第5条第1項に基づき当社の承諾を得て貸与期間を変更したときは、当該変更後の貸与期間とします。)満了時まで所定の返還場所(第5条第1項に基づき当社の承諾を得て返還場所を変更したときは、当該変更後の返還場所とします。)において、埼玉日産自動車株式会社の社員に対し貸与車両及び鍵を引き渡すことにより、当社に返還するものとします。
2. モニターは、天災その他の不可抗力により貸与期間内に貸与車両及び備品を返還することができない場合には、返還の遅滞により当社に生ずる損害について責を負わないものと

します。この場合、モニター又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

#### **第 19 条(返還時の確認等)**

1. モニターは、貸与車両の電池を充電のうえ、当社立会いのもとに貸与車両及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、貸与車両の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. モニターは、貸与車両の返還にあたって、貸与車両内に、モニター、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、貸与車両の返還後においては、遺留品の保管等について一切責任を負わないものとします。

#### **第 20 条(不返還となった場合の措置)**

1. 当社は、モニターが、貸与期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に貸与車両及び備品を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない等、貸与車両又は備品が不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当するときは、貸与車両及び備品の所在を確認するため、モニター又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

### **第 7 章 故障、事故、盗難時の措置**

#### **第 21 条(故障発見時の措置)**

1. モニター又は運転者は、貸与期間中に貸与車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. モニター又は運転者は、前項の異常若しくは故障がモニター又は運転者の故意若しくは過失による場合には、第8章の定めにより当社に与えた損害(貸与車両の引取り及び修理に要する費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。

#### **第 22 条(事故発生時の措置)**

1. モニター又は運転者は、貸与期間中に貸与車両に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。



- (2) 前号の指示に基づき貸与車両の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. モニター又は運転者は、前項各号の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
  3. 当社は、モニター又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
  4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
  5. 当社は、必要と認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

### 第 23 条(盗難発生時の措置)

モニター又は運転者は、貸与期間中に貸与車両の盗難が発生したとき又はその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

### 第 24 条(使用不能による本契約の終了)

1. 貸与期間中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)により貸与車両が使用できなくなったとき(道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます。)は、本契約は終了するものとし、モニターは、第6章の定めにより直ちに貸与車両、備品及び充電カードを当社に返還するものとします。なお、故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合又は故障等がモニター、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合でも同様とします。
2. モニター及び運転者は、前項に定める措置を除き、貸与車両を使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

## 第 8 章 賠償及び補償

### 第 25 条(賠償及び営業補償)

モニター又は運転者は、モニター又は運転者が貸与車両の使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第 26 条(保険及び補償)

- 貸与期間中に貸与車両に係る事故が発生したときは、当社が貸与車両について締結した損害保険契約により、次の限度(以下「補償限度額」といいます。)内の保険金又は補償金が支払われます。

モニター区分	(1) 対人補償	(2) 対物補償	(3) 車両補償	(4) 人身傷害補償
①市民モニター	無制限	無制限(免責額なし)	・1 事故につき 410 万円 ・地震等補償無 ・免責額なし	・5000 万円(搭乗中のみ補償) ・傷害一時費用 10 万円
②事業用車両モニター	無制限	無制限(免責額なし)	・1 事故につき 500 万円 ・地震等補償無 ・免責額なし	・5000 万円(搭乗中のみ補償) ・傷害一時費用 10 万円
③共同利用モニター(通勤等)	1 名につき無制限	1 事故につき無制限(免責額なし)	・1 事故につき 410 万円 ・地震等補償無 ・免責額なし	・5000 万円(搭乗中のみ補償) ・傷害一時費用 10 万円
④共同利用モニター(買い物支援等)	1 名につき無制限	1 事故につき無制限(免責額なし)	・1 事故につき 420 万円 ・地震等補償無 ・免責額なし	・5000 万円(搭乗中のみ補償) ・傷害一時費用 10 万円

- 人身傷害補償のうち、お支払額は加入保険会社の約款に定められた基準での実損払いとなります。
- その他に関しては当社付保の損害保険約款の定めによります。

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び補償限度額を超える損害については、全額モニター又は運転者の負担とします。
4. 当社がモニター又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、モニター又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

## 第9章 本契約の解除

### 第27条(本契約の解除)

当社は、モニター又は運転者が貸与期間中に本約款及び契約書に違反したとき、第3条第1項各号いずれかに該当することとなったときは、何らの催告を要せずに契約を解除し、貸与車両の返還を請求することができるものとし、この場合、モニター又は運転者は、第6章の定めにより直ちに貸与車両及び備品を当社に返還するものとします。

### 第28条(同意解約)

1. 借受人は、合理的な理由を説明した上で、使用中であっても、貸渡契約を解約することができるものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、第6章の定め通り、貸与車両を返還するものとします。

## 第10章 個人情報

### 第29条(個人情報等の利用目的)

1. モニター及び運転者は、当社が下記の目的でモニター及び運転者の個人情報等を取得、利用すること及び当該目的のために当社を含む所沢市、日産自動車株式会社、埼玉日産自動車株式会社相互間(以下「関係者」といいます。)で個人情報を交換することに同意します。

取得する個人情報等	利用目的
<ul style="list-style-type: none"><li>○ (1)モニター及び運転者の氏名、住所、電話番号、運転免許証等の情報(第2条に定める本契約締結の手続きにより取得する情報を含む)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ イ. 本契約に基づく権利行使、義務履行及び契約管理(第11条第4項に基づく警察及び公安委員会への報告、並びに借受人及び運転者の本人確認、審査、借受人及び運転者からの問合せ対応等を含みます)。</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>○ (2)用途、貸与期間等、本契約の内容に関する情報。</li><li>○ (3) EV の走行データ(走行距離、走行経路、位置情報、充電履歴、電力消費量など)およびアンケートデータ。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ロ. モニターの EV 走行特性把握や、所沢市の電気自動車普及推進策等を検討するためのアンケート調査。</li><li>○ ハ. モニターの EV 走行特性把握や、所沢市の電気自動車普及推進策等を検討するための分析。</li><li>○ ニ. 法令等の規定に基づく開示。</li></ul>
--	---

2. 当社は、モニター及び運転者から取得する個人情報等を前項に規定する利用目的以外に利用せず、また前項に規定する関係者以外の第三者に提供しません。

## 第 11 章 モニターの義務及び責任

### 第 30 条(調査への協力等)

モニターならびに運転者は、本調査及び当社から貸与車両を借り受ける意味を十分理解し、貸与車両の貸与前、貸与期間中及び返還時において、本調査に関するアンケートに回答するものとし、

### 第 31 条(運転者の指導等)

モニターは、運転者が本約款及び契約書に規定された内容を遵守するよう必要な指導又は措置を講じるものとし、運転者が本契約に違反した場合には、モニターが責任を負うものとし、

## 第 12 章 雑則

### 第 32 条(相殺)

当社は、本約款に基づくモニター又は運転者に対する金銭債務があるときは、モニター又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとし、

### 第 33 条(細則)

1. 当社は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、当該細則は約款と同等の効力を有するものとし、

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の EV 車両モニター調査運営事務局ホームページに掲示するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### **第 34 条(合意管轄裁判所)**

本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

### **附則**

本約款は、平成 29 年 6 月 12 日から施行します。